

令和5年3月22日

保護者の皆様へ

郡山市教育委員会

### 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

保護者の皆様には、日頃よりお子様の新型コロナウイルス感染症の防止対策へのご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、福島県教育委員会から示されました。

つきましては、本市においては、下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 マスク着用の考え方の見直しについて

##### (1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかつたりする児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じてまいります。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様です。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

##### (2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保します。

- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は設けません。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限を設けません。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行いません。

## 2 効果的な換気の実施について

- マスク着用の考え方の見直し等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）」において「基本的な感染対策は重要であり、引き続き、『三つの密』の回避、『人と人との距離の確保』、『手洗い等の手指衛生』、『換気』等の励行をお願いします。」とされていることから、学校においても、引き続き、効果的な換気を実施してまいります。

## 3 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意してまいります。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は求めません。